

## 妊婦健康診査事業等会計年度任用職員労働条件等について

任 用 期 間	採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。 ただし、翌年度同一の職務内容の職が引き続き設置される場合、2回までは再度の任用ができる。
就 業 場 所	大阪市こども青少年局子育て支援部管理課
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦健康診査についての制度説明、問い合わせ対応・申請受付事務</li> <li>・ 妊婦健康診査についての口座振替（新規医療機関）等の入力事務</li> <li>・ 妊婦健康診査についての審査（問い合わせ含む）及び支払い事務</li> <li>・ 妊婦健康診査についての医療機関名簿の作成及び更新事務</li> <li>・ その他母子保健関連事務補助に関すること</li> </ul>
勤務時間等	<p>(1) 出勤日数 週 4 日（月曜日から金曜日のうち本市が指定する 4 日間）</p> <p>(2) 始業・終業の時刻等 （始業） 9 時 00 分から（終業） 17 時 15 分まで 勤務時間 始業から終業までの基本 7 時間 30 分とし、週 30 時間とする。</p> <p>(3) 休憩時間 12 時 15 分から 13 時 00 分までの 45 分とする。</p> <p>(4) 所定時間外労働の有無 原則として所定時間外労働はない。</p> <p>(5) その他  研修期間等指定した勤務時間での勤務を依頼することがある。</p>
休 日	<p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日</p> <p>(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>※休日出勤をした指示した場合、他の日に休日を振替える。</p>
休 暇	<p>(1) 年次有給休暇  12 日（ただし、任用の期間によって増減がある）</p> <p>(2) 特別休暇</p> <p>有給： 夏季休暇、非常災害による交通遮断及び忌引の場合等</p> <p>無給： 産前産後休暇等</p>

報 酬 等	<p>(1) 報酬 行政職 1 級 11 号級から 27 号級（採用されるまでの職歴等によって決定される）</p> <p>(2) 通勤手当 交通機関等を利用することを常例とする場合は支給する。</p> <p>(3) 支給日 毎月 17 日（17 日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合、その前後で最も近い開庁日）</p> <p>(4) 支給方法 口座振替</p> <p>(5) 期末手当（6 月、12 月に支給）</p>
退 職 等	<p>(1) 退職金 無</p> <p>(2) 自己都合退職の手続 退職日の 30 日以上前に届け出ること</p>
そ の 他	<p>(1) 社会保険について 全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険に加入する。</p> <p>(2) 雇用保険 適用あり</p> <p>(3) その他 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、非常勤職員公務災害等補償条例を適用する。</p> <p>(4) 守秘義務 職務上知り得た秘密については漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(5) 採用等その他必要な事項は、「大阪市会計年度任用職員の採用に関する要綱」及び「妊婦健康診査事業会計年度任用職員要綱」の定めによる。</p>